

株 主 各 位

福岡県北九州市小倉北区  
西港町12番地の1  
**小野建株式会社**  
代表取締役社長 小野 建

## 第72期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、当社第72期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

本年は、新型コロナウイルス感染拡大防止のため、外出自粛が要請される事態となっていることから本株主総会には極力書面により事前の議決権行使をいただき、株主総会当日のご来場をお控えいただくよう強くお願い申し上げます。

議決権行使書用紙により議決権を行使される場合には、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討くださいませ、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、2021年6月24日（木曜日）午後5時までに到着するようご送付いただきたくお願い申し上げます。

当日ご出席いただける場合には、新型コロナウイルスの感染予防及び拡散防止のため、株主総会開催日現在の感染状況や株主様ご自身の体調をご確認のうえ、マスク着用などの感染予防にご配慮いただき、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提示くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 2021年6月25日（金曜日）午前11時
2. 場 所 北九州市小倉北区西港町12番地の1  
小野建株式会社 本社会議室  
※本総会は新型コロナウイルス感染症の影響により、会場が上記となっておりますので、末尾の「株主総会会場ご案内図」をご参照いただき、お間違いの無いようご注意ください。
3. 会議の目的事項  
報 告 事 項
  1. 第72期（2020年4月1日から2021年3月31日まで）事業報告の内容、連結計算書類の内容並びに会計監査人及び監査等委員会の連結計算書類監査結果報告の件
  2. 第72期（2020年4月1日から2021年3月31日まで）計算書類の内容報告の件

## 決議事項

第1号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）8名選任の件

第2号議案 監査等委員である取締役1名選任の件

以上

- 
- ◎株主総会参考書類並びに事業報告、計算書類及び連結計算書類に修正が生じた場合は、修正後の事項をインターネット上の当社ウェブサイト(<http://www.onoken.co.jp/jp/>)に掲載させていただきます。
- ◎当日の当社の対応について
- ・当社スタッフ等は、検温を含め、体調を確認したうえで参加いたします。
  - ・当社スタッフ等は、マスク着用で対応をさせていただきます。
  - ・会場受付にアルコール消毒液並びに予備のマスクを準備する予定です。
  - ・会場入り口付近で検温をさせていただき、発熱があると認められる方、体調不良と思われる方、海外から帰国されて14日間が経過していない株主様は、入場をお断りし、お帰りいただく場合がございます。なお、海外から帰国されてから14日間が経過していない株主様は、受付でお申し出いただきますようお願いいたします。
  - ・会場内のお席は、間隔をあけて準備いたします。

## 事業報告

( 2020年4月1日から  
2021年3月31日まで )

### 1. 企業集団の現況に関する事項

#### (1) 事業の経過及び成果

当連結会計年度における我が国経済は、新型コロナウイルス感染症の蔓延により経済活動に様々な制約が発生し、かつ、インバウンド需要の消滅など景気は下押し局面となりました。政府による各種経済・金融政策により景気的大幅な下落局面は回避されているものの、業種により企業業績は明暗が大きく分かれている状況となっております。今後も新型コロナウイルス感染症の影響はまだ続いていくため先行きは不透明な状況ではあるものの、この環境に順応する経済活動の変化が進んで行くことが想定されます。

当社グループが属している鉄鋼・建材流通業界におきましては、販売先の業種業態により需要動向に濃淡はあるものの、極端な落ち込みもなく低調ながらも概ね順調に推移いたしました。さらに、鉄鋼商品市況におきましては、年度前半は需要の低迷から軟調に推移したものの、年度後半からは、中国経済の回復さらには原材料価格の上昇から、メーカー主導のなかで上昇局面に転じました。

このような環境のなかで、当社グループにおきましては、新型コロナウイルス感染症対策に万全を期したうえで、各拠点において販売先ニーズに対応し、かつ、中長期にわたる成長戦略を構築するため、付加価値向上に向け条鋼類のみならず鋼板類などの鉄鋼商品の加工設備の拡充、拠点の新設など設備投資を積極的に行い、同業他社との差別化を図ってまいりました。また、工事請負事業におきましても、受注済みの大型案件は順調に進捗したものの、新規の中小型案件が減少するなかで、積極的に営業展開を図るとともに、工事施工管理者の育成など人材教育にも注力いたしました。

業績につきましては、景況感が落ち込む中で需要が軟調に推移し、かつ、鉄鋼商品市況が変動するなかで、前期に対し当連結会計年度の売上高は、鉄鋼商品販売事業における販売数量の減少と年度前半における販売単価の低下により2,028億25百万円（前期比11.5%減）となりました。

損益面におきましては、鉄鋼商品市況が年度後半から急速に上昇したことにより、在庫販売における収益率が向上し、営業利益65億12百万円（前期比2.4%増）、経常利益67億17百万円（前期比2.9%増）、親会社株主に帰属する当期純利益45億8百万円（前期比2.1%増）となりました。

2020年度の配当金につきましては1株当たり20円の間配当を実施し、期末配当につきましては、業績並びに今後の安定的な利益確保のためのビジョンを基に総合的に判断し、1株当たり45円とさせていただきます。これにより、当期の年間配当金は、1株当たり65円となりました。なお、期末配当金の支払開始日は2021年6月28日とさせていただきます。

セグメント別の業績は、次のとおりであります。

#### ①九州・中国エリア

前期に対し、売上高は鉄鋼商品の販売数量の減少並びに販売単価の低下から減少となりました。損益は鉄鋼商品の利益率は向上したものの微減となりました。その結果、外部顧客への売上高は1,224億84百万円（前期比10.6%減）、セグメント利益は42億87百万円（前期比2.4%減）となりました。

#### ②関西・中京エリア

前期に対し、売上高は工事請負事業は増加いたしましたが、鉄鋼商品の販売数量の減少並びに販売単価の低下により減少となりました。損益は鉄鋼商品市況の上昇から利益率が向上し増益となりました。その結果、外部顧客への売上高は421億13百万円（前期比17.9%減）、セグメント利益は11億11百万円（前期比3.2%増）となりました。

#### ③関東・東北エリア

前期に対し、売上高は鉄鋼商品特に鋼板類の販売数量が増加するとともに工事請負事業の増加はあったものの、鉄鋼商品の販売単価の下落から減少となりました。損益は鉄鋼商品特に鋼板類の利益率が向上したこと並びに工事請負事業の売上の増加により増益となりました。その結果、外部顧客への売上高は382億27百万円（前期比6.6%減）、セグメント利益は10億79百万円（前期比31.8%増）となりました。

### (2) 設備投資の状況

当連結会計年度に実施しました設備投資の総額は、57億30百万円であります。

その主なものは、大阪支店北陸営業所用事務所・倉庫建設24億27百万円、大阪支店三重営業所用事務所・倉庫建設5億82百万円、熊本支店用土地取得12億9百万円であります。

### (3) 資金調達の状況

主要な設備投資に充当するための資金は、自己資金等により充当しております。

### (4) 対処すべき課題

鉄鉱石・石炭・鉄スクラップ等の鉄鋼原材料価格の変動、並びに需要動向による鉄鋼商品市況の影響により、当社が属している鉄鋼流通業は市況の上昇による販売与信リスク、在庫金利負担の増加リスク、もしくは市況の下落による在庫の販売損並びに評価損リスク

の発生が企業経営に大きな影響を及ぼし、販売力・財務力などの差異により企業間格差は拡大傾向にあります。

このような環境の中、当社グループは企業間競争に勝ち残るため、下記の課題克服にチャレンジし続けてまいります。

- ① 「販売エリアの拡大」策として、出張販売から徐々に販売エリアを広げるため営業所の開設へとつなげ、さらには、各拠点ごとに倉庫機能を拡大し在庫保有を拡充することにより得意先へジャストインタイムで商品を納入できる細やかな対応を目指してまいります。
- ② 「販売シェアの向上」策として、最終ユーザーをターゲットとした川下戦略により、販売先の件数増加をはかり、販売力の強化及び与信リスク分散に努めてまいります。
- ③ 「大型物流倉庫の保有による多品種構成のスーパーマーケット型事業展開」を実現するため、各仕入先との関係強化、設備投資や在庫保有に必要な資金調達が柔軟に行えるよう財務体質の強化に尽力してまいります。さらに、付加価値の高い商品の販売向上のため、大型物流倉庫内に自社加工設備を充実させること、並びに自社岸壁の保有など物流コストの削減を目指すことにより収益率を高めてまいります。
- ④ 商品販売のみならず工事請負事業にも注力し、商品販売と工事請負の相乗効果による付加価値の向上と市況に影響を受けにくい体制づくりを目指してまいります。
- ⑤ 与信管理の強化策として、回収条件の変更、与信調査の強化、倒産保険の活用等を行っております。
- ⑥ 今後の事業展開に鑑み、人材の育成が急務であり、個々のレベルアップとともに組織力強化をはかるため、情報と業務の共有化の徹底に取り組んでまいります。さらに、人材確保におきましても、少子高齢化が進む中、人材の確保が難しくなっており、インターネット等を駆使し、幅広く会社の認知度を高め、世代のバランスを考えた新卒・中途の採用を積極的に行ってまいります。

また、新型コロナウイルス感染症の影響が、長期化するなかで国内外経済の更なる下振れが懸念されることから、当社を取り巻く環境が下記の要因により、厳しい状況が続くことが想定されます。

(主懸念要因)

- ・仕入先からの調達遅延
- ・販売先の業績低迷による販売の減少
- ・建設工事の新規案件の着工中断・遅延並びに中止
- ・取引先の業績悪化による不良債権発生リスクの拡大

当社グループにおきましては、従業員並びに関係する皆様の安全を最優先とし、社会的責任を果たすべく行政の方針・指導に従い感染拡大の防止に努めながら、取引先に対しての供給責任を果たすため、適切な対応を行ってまいります。

#### (ご参考) サステナビリティへの取組み

当社はサステナブルな成長と社会の発展に向け下記のような取組みを行っており、今後も積極的に進めてまいります。

- ①営業車にハイブリッド車を含むエコカーの導入、倉庫屋根等にソーラーパネル設置することによる二酸化炭素排出量の削減
- ②納品書等書類の電子化による紙の使用量削減
- ③産休・育休・時短勤務・有給休暇取得の奨励等によるワークライフバランスの充実
- ④コンプライアンスマニュアルの制定並びに教育の徹底をはかるとともに社内通報窓口の設置によるガバナンスの強化

## (5) 財産及び損益の状況の推移

(百万円)

区 分	第 69 期 2018年 3 月期	第 70 期 2019年 3 月期	第 71 期 2020年 3 月期	第 72 期 2021年 3 月期 (当連結会計年度)
売 上 高	203,151	232,164	229,290	202,825
経 常 利 益	7,190	6,680	6,527	6,717
親会社株主に帰属する 当期純利益	5,025	4,664	4,416	4,508
1株当たり当期純利益	241円44銭	215円50銭	203円60銭	213円23銭
総 資 産	145,449	158,618	153,598	144,092
純 資 産	64,881	68,531	70,160	73,947
1株当たり純資産	3,006円83銭	3,135円12銭	3,321円27銭	3,484円71銭

(注) 「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」(企業会計基準第28号 2018年2月16日)等を第70期の期首から適用しており、第69期の金額については、当該会計基準等を遡って適用した後の金額となっております。

〔第69期〕

10月に長崎県佐世保市に佐世保営業所を新たに開設いたしました。業績につきましては、当連結会計年度の売上高は、前期に対して鋼材市況の上昇、販売数量の増加により過去最高の2,031億51百万円(前期比15.2%増)となりました。損益面におきましては、売上高の増加により、営業利益69億80百万円(前期比29.5%増)、経常利益71億90百万円(前期比27.7%増)となりました。特別損益として補助金収入、公正取引委員会からの指摘による下請法違反による返還金等が発生した結果、親会社株主に帰属する当期純利益も過去最高の50億25百万円(前期比31.6%増)となりました。

〔第70期〕

4月に三重県津市に三重営業所を、5月に滋賀県竜王町に滋賀営業所を開設するなど拠点整備を積極的に進め、さらに各拠点において販売先ニーズに対応し、付加価値向上に向け鉄鋼商品の一次加工設備を拡充してまいりました。業績につきましては、前期に対し当連結会計年度の売上高は、鉄鋼商品販売事業において販売数量の増加並びに鋼材市況の上昇により2,321億64百万円（前期比14.3%増）となりました。損益面におきましては、売上高は増加したもののメーカーサイドの値上げ圧力が増し、さらには物流コスト並びに人件費の上昇さらには貸倒引当金繰入額の増加などから利益率が低下したことにより営業利益66億32百万円（前期比5.0%減）、経常利益66億80百万円（前期比7.1%減）、親会社株主に帰属する当期純利益46億64百万円（前期比7.2%減）となりました。

〔第71期〕

各拠点において販売先ニーズに対応し、付加価値向上に向け鉄鋼商品の一次加工設備の拡充等、設備投資を積極的に行うとともに、鉄筋加工業の森田鋼材(株)（非連結子会社）をM&Aするなど新規分野への参入も行いました。業績につきましては、特に都市部を中心に景気のピークアウト感が出てきており、年度後半からは鉄鋼商品市況が軟調に推移し始めたことから、前期に対し当連結会計年度の売上高は、鉄鋼商品販売事業において販売数量の減少により2,292億90百万円（前期比1.2%減）となりました。損益面におきましても、鉄鋼商品市況が軟調に推移した結果、収益率が低下し、営業利益63億60百万円（前期比4.1%減）、経常利益65億27百万円（前期比2.3%減）、親会社株主に帰属する当期純利益44億16百万円（前期比5.3%減）となりました。

〔第72期〕

当連結会計年度の状況につきましては「(1) 事業の経過及び成果」に記載のとおりであります。



(6) 重要な親会社及び子会社並びに企業結合等の状況

① 親会社との関係

該当事項はありません。

② 重要な子会社の状況

会社名	資本金	当社の出資比率	主要な事業内容
西日本スチールセンター株式会社	10百万円	99.5%	鋼板剪断加工・販売
三協則武鋼業株式会社	10百万円	89.9%	鋼板剪断加工・販売
小野建沖縄株式会社	5百万円	99.0%	鋼材卸売業

③ 重要な企業結合等の状況

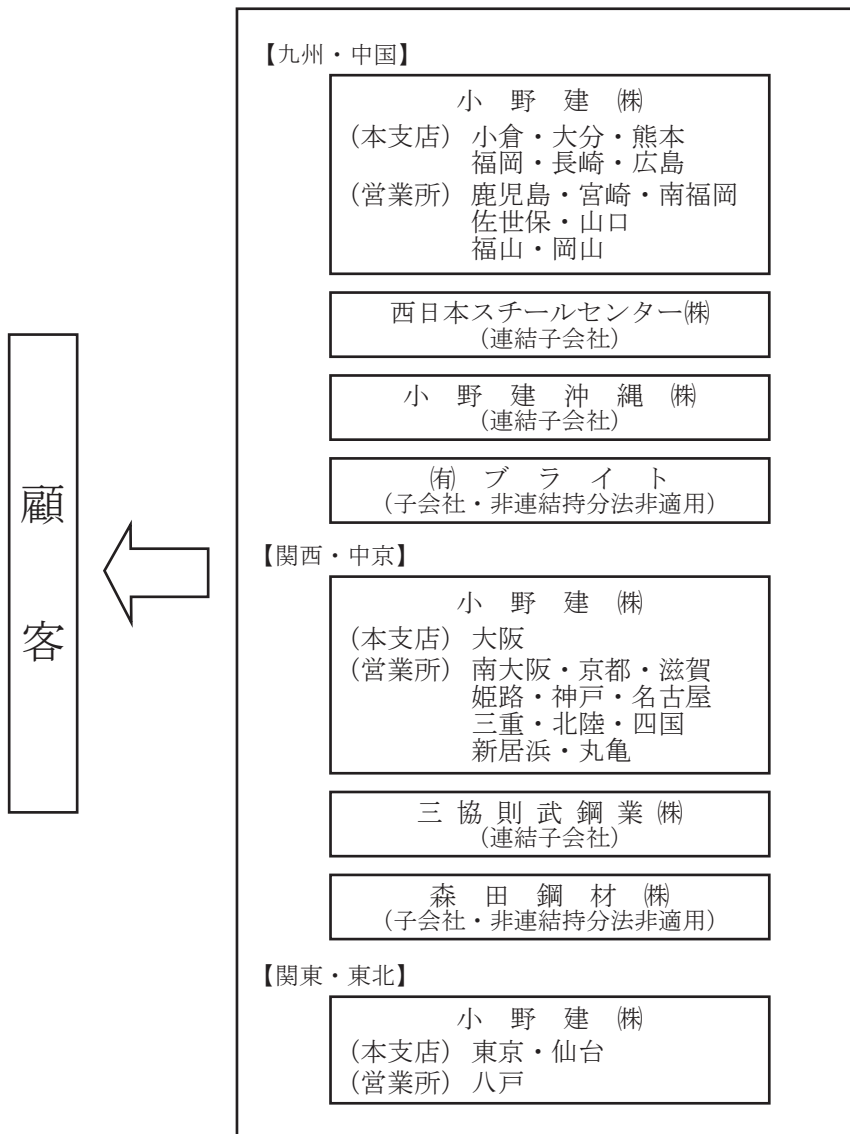
該当事項はありません。

(7) 主要な事業内容 (2021年3月31日現在)

当社の企業集団は、当社と連結子会社3社及び非連結持分法非適用子会社2社で構成され、主に鉄鋼・建材商品の販売及び一部工事請負を国内各地域において行っており、各拠点において包括的な戦略を立案し、事業活動を展開しております。

したがって、当社は、販売体制を基礎とした地域別のセグメントから構成されており、「九州・中国」、「関西・中京」及び「関東・東北」の3つを報告セグメントとしております。

事業系統図は次のとおりであります。



(8) 主要な営業所及び工場 (2021年3月31日現在)

小野建株式会社	本社	北九州市小倉北区西港町12番地の1
	本支店	大分、小倉（北九州）、熊本、福岡、長崎、広島、大阪、東京、仙台
	営業所	鹿児島、宮崎、南福岡（福岡県八女郡広川町）、佐世保、山口、福山、岡山、南大阪（松原）、京都、滋賀（滋賀県蒲生郡竜王町）、姫路、神戸、名古屋、三重（津）、北陸（金沢）、四国（松山）、新居浜、丸亀、八戸
西日本スチールセンター株式会社		北九州市小倉北区
三協則武鋼業株式会社		堺市西区
小野建沖縄株式会社		那覇市

(9) 従業員の状況 (2021年3月31日現在)

従業員数	前期末比増減
796名 (112名)	39名増 (35名増)

(注) 従業員数は就業員数であり、嘱託社員は（ ）内に外数で記載しております。

(10) 主要な借入先の状況 (2021年3月31日現在)

借入先	借入金残高
	百万円
株式会社福岡銀行	4,650
株式会社西日本シティ銀行	3,400
株式会社池田泉州銀行	2,000
株式会社大分銀行	1,100
株式会社みずほ銀行	1,000
株式会社三井住友銀行	500
株式会社広島銀行	400
株式会社肥後銀行	400
株式会社北九州銀行	400
株式会社三菱UFJ銀行	200
株式会社佐賀銀行	100

(11) その他企業集団の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

2. 会社の株式に関する事項

- (1) 発行可能株式総数 50,000,000株  
(2) 発行済株式総数 21,154,896株 (自己株式704,816株を除く)  
(3) 株主数 3,295名  
(4) 大株主 (上位10名)

株 主 名	持 株 数	持 株 比 率
	千株	%
オ ー エ ス ト ラ ス ト (株)	1,509	7.1
(株)日本カストディ銀行 (信託口)	922	4.3
日本マスタートラスト信託銀行(株) (信託口)	865	4.0
小 野 哲 司	636	3.0
小 野 建	624	2.9
小 野 信 介	619	2.9
小 野 明	616	2.9
小 野 多 美 子	531	2.5
小 野 典 子	531	2.5
(株)福 岡 銀 行	467	2.2

- (注) 1. 持株数、持株比率とも表示単位未満の端数を切り捨てて表示しております。  
2. 持株比率は自己株式 (704,816株) を控除して計算しております。

(5) 当事業年度中に職務執行の対価として当社役員に対し交付した株式の状況

	株式数	交付対象者数
取締役 (監査等委員である取締役及び社外取締役を除く)	30,500株	7名

- (注) 当社の株式報酬の内容につきましては、事業報告16ページ「4. 会社役員に関する事項 (2) 取締役の報酬等」に記載しております。

### 3. 会社の新株予約権等に関する事項

(1) 当事業年度末日に当社役員が有する職務執行の対価として交付された新株予約権の状況  
該当事項はありません。

(2) 当事業年度中に職務執行の対価として交付した新株予約権の状況  
該当事項はありません。

#### (3) その他新株予約権等に関する重要な事項

会社法に基づき発行した新株予約権付社債は、次のとおりであります。

2025年満期円貨建転換社債型新株予約権付社債（2020年1月16日取締役会決議）

	会計期間末現在 (2021年3月31日)
新株予約権付社債の残高（百万円）	6,000
新株予約権の数（個）	600
新株予約権のうち自己新株予約権の数（個）	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数（株）（注）	4,535,147
新株予約権の行使時の払込金額（円）（注）	1,323
新株予約権の行使期間	自 2020年2月17日 至 2025年1月20日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額（円）（注）	発行価格 1,323 資本組入額 662
新株予約権の行使の条件	各本新株予約権の一部行使はできない。
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権は、社債と分離して譲渡できない。
代用払込みに関する事項	該当なし。 但し、各本新株予約権の行使に際しては、各本新株予約権を出資するものとし、当該本社債の価額は、当該本社債の額面金額と同額とする。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	—

(注) 転換価額は、本新株予約権付社債の発行後、当社が当社普通株式の時価を下回る払込金額で新たに当社普通株式を発行し又は当社の保有する当社普通株式を処分する場合には、次の算式により調整されます。なお、次の算式において、「既発行株式数」は当社の発行済普通株式総数(但し、当社の保有する自己株式数を除く。)を言います。

$$\begin{array}{r}
 \text{調整後} \\
 \text{転換価額}
 \end{array}
 =
 \begin{array}{r}
 \text{調整前} \\
 \text{転換価額}
 \end{array}
 \times
 \frac{
 \begin{array}{r}
 \text{既発行} \\
 \text{株式数}
 \end{array}
 +
 \frac{
 \begin{array}{r}
 \text{発行又は} \\
 \text{処分株式数}
 \end{array}
 \times
 \begin{array}{r}
 \text{1株当たり} \\
 \text{の払込金額}
 \end{array}
 }{
 \begin{array}{r}
 \text{時価}
 \end{array}
 }{
 \begin{array}{r}
 \text{既発行株式数} + \text{発行又は処分株式数}
 \end{array}
 }$$

また、転換価額は、当社普通株式の分割(無償割当を含む。)又は併合、当社普通株式の時価を下回る価額をもって当社普通株式の交付を請求できる新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。)の発行その他本新株予約権付社債の要項に定める一定の場合にも適宜調整されます。但し、当社のストック・オプション・プランその他本新株予約権付社債の要項に定める一定の場合には調整は行われません。

本新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとします。増加する資本準備金の額は、資本金等増加限度額より増加する資本金の額を減じた額とします。

なお、上記の転換価額の修正要項に基づき、2021年1月20日に転換価額の修正を決定し、2021年2月3日より転換価額を1,470円から1,323円に下方修正しております。

#### 4. 会社役員に関する事項

##### (1) 取締役の状況 (2021年3月31日現在)

会社における地位	氏名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役社長	小野 建	西日本スチールセンター(株)代表取締役社長 小野建沖繩(株)代表取締役会長
代表取締役副社長	小野 剛	森田鋼材(株)代表取締役社長 関西・中京エリア担当
代表取締役専務	小野 哲 司	管理統括本部長
常務取締役	小野 信 介	経営企画室長
常務取締役	大久保 隆 康	九州・中国エリア担当
常務取締役	高牟礼 厚	東京支店長 関東・東北エリア担当
取締役	小野 明	開発室長
取締役(常勤監査等委員)	廣瀬 友明	
取締役(監査等委員)	古庄 玄知	弁護士法人古庄総合法律事務所 代表者社員弁護士
取締役(監査等委員)	山上 知裕	ひびき法律事務所 弁護士

- (注) 1. 取締役(監査等委員)古庄 玄知及び取締役(監査等委員)山上 知裕の両氏は、社外取締役であります。
2. 取締役(常勤監査等委員)廣瀬 友明氏は、経理部門で経験を積んでおり、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
3. 情報収集の充実を図り、内部監査部門等との十分な連携を通じて監査の実効性を高め、監査・監督機能を強化するために、廣瀬 友明氏を常勤の監査等委員として選定しております。
4. 取締役(監査等委員)古庄玄知氏は、弁護士法人古庄総合法律事務所の代表者社員弁護士であり、当社は、弁護士法人古庄総合法律事務所への弁護士報酬の支払いがあります。また、取締役(監査等委員)山上知裕氏は、ひびき法律事務所所属の弁護士であり、当社は、山上知裕氏への弁護士報酬の支払いがあります。
- 両氏は弁護士であります。当社との顧問契約はありません。また、依頼案件がある場合には、当社と関連を有しない他の当事者と同様の条件により決定しております。
- その他、社外取締役との重要な人的関係及び資本的関係はありません。当社は、社外取締役を選任するための独立性に関する基準の制定は行っておりませんが、一般株主と利益の相反が生じるおそれのない社外取締役であることから、同2名を独立役員に指定しております。

## (2) 取締役の報酬等

### ① 役員報酬等の内容の決定に関する方針等

当社は、2021年2月8日開催の取締役会において、取締役の個人別の報酬等の内容にかかる決定方針を決議しております。

また、取締役会は、当事業年度に係る取締役の個人別の報酬等について、報酬等の内容の決定方法及び決定された報酬等の内容が当該決定方針と整合していることを確認しており、当該決定方針に沿うものであると判断しております。

取締役の個人別の報酬等の内容にかかる決定方針の内容は次のとおりです。

#### 1. 基本方針

当社の取締役の報酬は、当社の経営理念に基づき、中長期的な業績向上と企業価値最大化への貢献意識を高めるべく、個々の取締役の報酬の決定に際しては各職責を踏まえた適正な水準とすることを基本方針とする。具体的には、取締役の報酬は、固定報酬としての基本報酬および非金銭報酬としての株式報酬により構成し、監督機能を担う監査等委員および社外取締役については、その職務に鑑み、基本報酬のみを支払うこととする。

2. 基本報酬(金銭報酬)の個人別の報酬等の額の決定に関する方針(報酬等を与える時期または条件の決定に関する方針を含む。)

当社の取締役の基本報酬は、月例の固定報酬とし、役位、職責、在任年数に応じて他社水準、当社の業績、従業員給与の水準をも考慮しながら、総合的に勘案して決定するものとする。

3. 非金銭報酬等の内容および額または数の算定方法の決定に関する方針(報酬等を与える時期または条件の決定に関する方針を含む。)

非金銭報酬等は、毎年一定の時期に支給する譲渡制限付株式とし、役位、職責に応じて基本報酬の金額を考慮しながら、総合的に勘案して決定するものとする。

4. 金銭報酬の額、および非金銭報酬等の額の取締役の個人別の報酬等の額に対する割合の決定に関する方針

取締役の種類別の報酬割合については、代表取締役社長にその決定を一任するものとし、代表取締役社長は、当社と同程度の事業規模や関連する業種・業態に属する企業をベンチマークとする報酬水準を踏まえ、取締役の個人別の報酬等の内容を決定することとする。



## 5. 取締役の個人別の報酬等の内容についての決定に関する事項

個人別の報酬額については取締役会決議にもとづき代表取締役社長がその具体的内容について委任をうけるものとし、その権限の内容は、各取締役の基本報酬の額、および非金銭報酬等の額とする。なお、非金銭報酬としての株式報酬は、取締役会で取締役個人別の割当株式数を決議する。

### ② 当事業年度に係る報酬等

区 分	報酬等の総額	報酬等の種類別の総額			対象となる 役員の員数
		基本報酬	業績連動報酬等	非金銭報酬等	
取締役(監査等委員を除く。)	435百万円	398百万円	—	37百万円	7名
取締役(監査等委員) (うち社外役員)	9 (2)	9 (2)	—	—	3 (2)
合 計 (うち社外役員)	445 (2)	408 (2)	— (—)	37 (—)	10 (2)

(注) 1. 取締役(監査等委員である取締役を除く。)の報酬限度額は、2016年6月24日開催の第67期定時株主総会において年額6億円以内、監査等委員である取締役の報酬限度額は年額30万円以内と決議いただいております。当該株主総会終結時点の取締役(監査等委員である取締役を除く。)の員数は7名、監査等委員である取締役の員数は3名です。

また、金銭報酬とは別枠で、2020年6月26日開催の第71期定時株主総会において、取締役(監査等委員である取締役及び社外取締役を除く。)に対する株式報酬の額として年額1億円以内、株式数の上限を年10万株以内と決議いただいております。当該株主総会終結時点の取締役(監査等委員である取締役及び社外取締役を除く。)の員数は7名です。

2. 非金銭報酬等のうち27百万円は当事業年度における株式報酬の繰入額であり、割当ての際の条件等は「① 役員報酬等の内容の決定に関する方針等」のとおりであります。また、当事業年度における交付状況は「2. 会社の株式に関する事項 (5) 当事業年度中に職務執行の対価として当社役員に対し交付した株式の状況」に記載しております。
3. 非金銭報酬等のうち9百万円は当事業年度における役員退職慰労引当金の繰入額であります。2020年5月15日開催の取締役会において役員報酬制度の見直しを行い、役員退職慰労金制度は廃止と決議しております。

### ③ 当事業年度に支払った役員退職慰労金

該当事項はありません。

### (3) 社外役員に関する事項

#### ① 他の法人等の重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係

- ・取締役（監査等委員）古庄玄知氏は、弁護士法人古庄総合法律事務所の代表者社員弁護士であり、当社は、弁護士法人古庄総合法律事務所への弁護士報酬の支払いがあります。また、取締役（監査等委員）山上知裕氏は、ひびき法律事務所所属の弁護士であり、当社は、山上知裕氏への弁護士報酬の支払いがあります。

両氏は弁護士ですが、当社との顧問契約はありません。また、依頼案件がある場合には、当社と関連を有しない他の当事者と同様の条件により決定しております。

その他、社外取締役との重要な人的関係及び資本的關係はありません。当社は、社外取締役を選任するための独立性に関する基準の制定は行っておりませんが、一般株主と利益の相反が生じるおそれのない社外取締役であることから、同2名を独立役員に指定しております。

#### ② 当事業年度における主な活動状況

	出席状況、発言状況及び 社外取締役に期待される役割に関して行った職務の概要
社外取締役（監査等委員） 古庄 玄知	当事業年度に開催された取締役会8回の全てに、また、監査等委員会10回の全てに出席いたしました。 弁護士としての知見を活かし、特に企業法務の専門的見地から取締役の職務執行に対する監督、助言等をいただいております。また、取締役会において、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための発言を行っており、監査等委員会において、当社のコンプライアンス体制等について適宜、必要な発言を行っております。
社外取締役（監査等委員） 山上 知裕	当事業年度に開催された取締役会8回のうち6回に、また、監査等委員会10回のうち8回に出席いたしました。 弁護士としての知見を活かし、特に労務関連の専門的見地から取締役の職務執行に対する監督、助言等をいただいております。また、取締役会において、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための発言を行っており、監査等委員会において、当社のコンプライアンス体制等について適宜、必要な発言を行っております。

#### ③ 責任限定契約の内容の概要

当社と各社外取締役は、会社法第427条第1項の規定に基づいて損害賠償責任を限定する契約を締結しており、任務を怠ったことにより当社に損害を与えた場合において、善意でかつ重大な過失がないときは、法令が規定する金額を限度として当社に対し損害賠償責任を負うものとし、その損害賠償責任額を超える部分については免責をするものとしております。

## 5. 会計監査人の状況

### (1) 会計監査人の名称

EY新日本有限責任監査法人

### (2) 報酬等の額

	支払額
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	48百万円
当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	48百万円

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。
2. 監査等委員会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況及び報酬見積りの算出根拠などが適切であるかどうかについて必要な検証を行ったうえで、会計監査人の報酬等の額について同意の判断をいたしました。

### (3) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

当社都合の場合の他、会計監査人が、会社法・公認会計士法等の法令に違反・抵触した場合及び公序良俗に反する行為があったと判断した場合、監査等委員会は、その事実に基づき当該会計監査人の解任又は不再任の検討を行い、解任又は不再任が妥当と判断した場合は、監査等委員会規程により「会計監査人の解任又は不再任」に係る株主総会の付議議案の内容を決定いたします。

## 6. 会社の体制及び方針

### (1) 業務の適正を確保するための体制

当社は、取締役会において、会社法及び会社法施行規則に基づき、次のとおり、内部統制基本方針（業務の適正を確保するための体制に関する基本方針）を定めるとともに、適宜、その見直しを行います。

- ① 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制  
使用人は職務分掌規程及び職務権限規程に従った職務を執行するにあたり、就業規程等の関連諸規程により法令順守の理解及び研修による理解の強化を図ります。

監査等委員会及び内部監査室は連携し、コンプライアンス体制の調査、法令並びに定款上の問題の有無を調査し、取締役会は、定期的にコンプライアンス体制を見直し、問題点の把握と改善に努めます。

- ② 財務報告の信頼性を確保するための体制

財務報告の信頼性を確保するため、一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に従い、財務報告に係る内部統制の有効性を評価、報告する体制を整備し運用するとともに、その体制が適正に機能することを継続的に評価し、不備があれば必要な是正措置を行います。

- ③ 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

取締役の職務執行に係る情報については、取締役会規程・文書取扱規程に従い議事録を作成保存するとともに適切に管理を行います。

- ④ 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

与信管理規程・資金運用管理規程等の各種リスクに関する関連諸規程を整備し適切な管理を行います。

取締役会は必要に応じて適時リスクに関する体制を見直し、問題点の把握と改善に努めます。

- ⑤ 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

適宜取締役会を開催し、意思決定の迅速な伝達を行っていきます。

- ⑥ 事業報告作成会社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制
- イ 当社と子会社が、相互に密接な連携のもとに経営を円滑に運営し、事業の発展を図るため「関係会社管理規程」を定め、これに基づき子会社の経営状況等を管理する体制とします。
  - ロ 子会社の規程は、原則として当社規程を準用するものとし、子会社独自の規程を定める場合は、当該内容の規程の相当性につき当社が確認し、必要に応じて助言を行います。
  - ハ 子会社の取締役のうち数名は当社役員もしくは従業員が兼務することとし、子会社が当社の経営方針に沿って適正に運営されていることを確認するとともに子会社の取締役の職務の執行が効率的に行われていることを確保する体制とします。
  - ニ 子会社の経営の自主性及び独立性を尊重しつつ、連結グループ経営の適正かつ効率的な運用に資するため、子会社において経営上重要な事項を決定する場合は、当社へ事前協議等が行われ、当社の事前承認を求める体制とします。また、業績については定期的に、業務上重要な事項が発生した場合は都度、当社に報告が行われる体制とします。
  - ホ 監査等委員会及び内部監査室は、定期的又は臨時に子会社のコンプライアンス活動やリスク管理を含む当社グループ管理体制を監査し、取締役会等に報告します。
- ⑦ 監査等委員会の職務を補助すべき使用人に関する事項と当該使用人の取締役からの独立性に関する事項、当該使用人に対する指示の実効性に関する事項
- イ 監査等委員会の職務を補助すべき使用人を配置する必要がある場合又は監査等委員会の求めがあった場合には、監査等委員会と協議のうえ、業務補助のためのスタッフを置きます。
  - ロ 当該使用人は監査等委員会スタッフ業務に関し、監査等委員会の指揮命令下に置きます。また、当該使用人の人事については、監査等委員会と事前に協議を行い、同意を得たうえで決定し、当該使用人の取締役からの独立性を確保します。

- ⑧ 当社及び子会社の取締役及び使用人が当社の監査等委員会に報告をするための体制、報告したことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制
- イ 監査等委員会は重要な意思決定のプロセスや業務の執行状況を把握するため、当社及び子会社の取締役及び使用人に対し報告を求めることができます。
  - ロ 当社及び子会社の取締役及び使用人は、当社グループの業績に影響を与える重要な事項、職務執行に関する法令並びに定款違反、当社グループに損害を及ぼす恐れのある事実を知った場合は、直ちに当社の監査等委員会に報告することとします。
  - ハ 当社は監査等委員会に報告を行った者に対して、当該報告をしたことを理由として不利益な処遇を一切行いません。
- ⑨ その他監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制
- イ 監査等委員会は、会計監査人、内部監査室と情報交換に努め、連携して当社グループの監査の実効性を確保します。
  - ロ 監査等委員会は、監査の実施にあたり独自の意見形成を行うため、必要に応じて弁護士等の専門家を活用することができることとします。
  - ハ 当社は、監査等委員会が必要と認める監査費用については、その支払時期、償還手続き等を含め、全額これを負担します。

## (2) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

当社は、「財務報告に係る内部統制の基本的計画及び方針」を継続的に取組むべき基本方針と捉え、適宜、内容の見直しを図るとともに当社及び子会社への周知徹底を行っております。

また、当社及び子会社の内部統制責任者は、四半期毎に内部統制の進捗状況を内部監査室に報告し、問題点を把握した場合もしくは疑義がある場合は監査等委員会に報告するとともに協議を行っております。

当事業年度においては、財務報告に係る内部統制の基本方針に基づいた内部統制評価の他、内部監査計画に基づき当社並びに子会社の業務監査等を実施しております。

## (3) 株式会社の支配に関する基本方針

特記すべき事項はありません。

## (4) 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は、株主に対する利益の還元を経営上重要な施策の一つとして位置づけており、内部留保の充実による企業体質の強化を図りつつ、安定かつ高い水準の利益還元を継続的に行うことを基本方針としております。

## 連結貸借対照表

(2021年3月31日現在)

(単位：百万円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
<b>流 動 資 産</b>	<b>86,319</b>	<b>流 動 負 債</b>	<b>62,305</b>
現金及び預金	5,132	支払手形及び買掛金	20,539
受取手形及び売掛金	45,516	電子記録債務	16,749
電子記録債権	8,442	短期借入金	14,150
商品及び製品	17,850	未払法人税等	1,421
原材料及び貯蔵品	1,534	前受金	5,185
前渡金	7,472	賞与引当金	1,141
その他	466	その他	3,117
貸倒引当金	△96	<b>固 定 負 債</b>	<b>7,839</b>
<b>固 定 資 産</b>	<b>57,773</b>	社債	6,023
(有形固定資産)	(55,024)	役員退職慰労引当金	39
建物及び構築物	20,890	退職給付に係る負債	810
機械装置及び運搬具	4,375	資産除去債務	164
土地	28,367	その他	801
その他	135	<b>負 債 合 計</b>	<b>70,145</b>
建設仮勘定	1,254	<b>純 資 産 の 部</b>	
(無形固定資産)	(150)	<b>株 主 資 本</b>	<b>73,453</b>
その他	150	資本金	4,299
(投資その他の資産)	(2,598)	資本剰余金	4,290
投資有価証券	1,497	利益剰余金	65,822
長期貸付金	23	自己株式	△959
従業員に対する長期貸付金	17	その他の包括利益累計額	265
退職給付に係る資産	35	その他有価証券評価差額金	226
繰延税金資産	572	繰延ヘッジ損益	45
その他	1,264	退職給付に係る調整累計額	△7
貸倒引当金	△813	<b>非支配株主持分</b>	<b>228</b>
<b>資 産 合 計</b>	<b>144,092</b>	<b>純 資 産 合 計</b>	<b>73,947</b>
		<b>負債及び純資産合計</b>	<b>144,092</b>

## 連結損益計算書

( 2020年4月1日から  
2021年3月31日まで )

(単位：百万円)

科 目	金	額
売上高		202,825
売上原価		182,920
売上総利益		19,904
販売費及び一般管理費		13,392
営業利益		6,512
営業外収益		
受取利息	10	
受取配当金	26	
仕入割引	10	
期日前決済割引料	38	
受取家賃	66	
助成金収入	71	
その他	65	290
営業外費用		
支払利息	18	
売上割引	54	
その他	12	85
経常利益		6,717
特別利益		
投資有価証券売却益	57	57
特別損失		
固定資産売却損	3	
投資有価証券評価損	24	27
税金等調整前当期純利益		6,746
法人税、住民税及び事業税	2,257	
法人税等調整額	△48	
当期純利益		4,537
非支配株主に帰属する当期純利益		28
親会社株主に帰属する当期純利益		4,508



## 連結株主資本等変動計算書

(自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)

(単位：百万円)

	株 主 資 本				
	資 本 金	資本剰余金	利益剰余金	自 己 株 式	株主資本合計
当連結会計年度期首残高	4,299	4,302	62,475	△1,000	70,077
当連結会計年度変動額					
剰 余 金 の 配 当			△1,162		△1,162
親会社株主に帰属する 当 期 純 利 益			4,508		4,508
自 己 株 式 の 取 得				△0	△0
自 己 株 式 の 処 分		△4		41	37
非支配株主との取引に 係る親会社の持分変動		△7			△7
株主資本以外の項目の当連結 会計年度変動額（純額）					—
当連結会計年度変動額合計	—	△11	3,346	41	3,376
当連結会計年度末残高	4,299	4,290	65,822	△959	73,453

(単位：百万円)

	その他の包括利益累計額				非支配株主 持 分	純資産合計
	そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	繰 延 ヘ ッ ジ 損 益	退 職 給 付 に 係 る 調 整 累 計 額	そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額 合 計		
当連結会計年度期首残高	79	4	△1	82	0	70,160
当連結会計年度変動額						
剰 余 金 の 配 当						△1,162
親会社株主に帰属する 当 期 純 利 益						4,508
自 己 株 式 の 取 得						△0
自 己 株 式 の 処 分						37
非支配株主との取引に 係る親会社の持分変動						△7
株主資本以外の項目の当連結 会計年度変動額（純額）	146	41	△5	182	228	410
当連結会計年度変動額合計	146	41	△5	182	228	3,787
当連結会計年度末残高	226	45	△7	265	228	73,947

## 連 結 注 記 表

### 1. 連結計算書類作成のための基本となる重要な事項に関する注記

#### (1) 連結の範囲に関する事項

##### ① 連結子会社3社の名称

西日本スチールセンター株式会社

三協則武鋼業株式会社

小野建沖繩株式会社

##### ② 非連結子会社2社の名称

有限会社ブライト

森田鋼材株式会社

連結の範囲から除いた理由

非連結子会社は、小規模会社であり、総資産、売上高、当期純損益及び利益剰余金等は、いずれも連結計算書類に重要な影響を及ぼしておりませんので、連結の範囲から除外しております。

#### (2) 持分法の適用に関する事項

##### ① 持分法を適用した非連結子会社はありません。

##### ② 持分法を適用しない非連結子会社及び関連会社2社の名称

有限会社ブライト

森田鋼材株式会社

持分法を適用しない理由

持分法非適用会社は、当期純損益及び利益剰余金等に及ぼす影響が軽微であり、かつ全体としても重要性がないため、持分法の適用から除外しております。

#### (3) 連結の範囲の変更に関する事項

該当事項はありません。

#### (4) 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社の事業年度末日と連結決算日は一致しております。

#### (5) 会計方針に関する事項

##### ① 重要な資産の評価基準及び評価方法

イ 有価証券

その他有価証券

時価のあるもの

連結会計年度末日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）を採用しております。

時価のないもの

移動平均法による原価法を採用しております。

- ロ たな卸資産
  - 商品及び製品、原材料及び貯蔵品
    - 移動平均法による原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）を採用しております。
- ② 重要な減価償却資産の減価償却の方法
  - イ 有形固定資産（リース資産を除く）
    - 定率法によっております。ただし、1998年4月1日以降に取得した建物(建物附属設備は除く)並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法を採用しております。なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物及び構築物	10～50年
機械装置及び運搬具	4～14年
その他（工具、器具及び備品）	4～15年
  - ロ 無形固定資産（リース資産を除く）
    - 定額法によっております。なお、自社利用のソフトウェアについては社内における利用可能期間（5年）に基づいております。また、借地権については、残存期間に基づく定額法によっております。
  - ハ リース資産
    - 所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産
      - リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。
- ③ 重要な引当金の計上基準
  - イ 貸倒引当金
    - 債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権及び破産更生債権等については、財務内容評価法によっております。
  - ロ 賞与引当金
    - 従業員の賞与の支給に備えるため、賞与支給見込額に基づき当連結会計年度負担額を計上しております。
  - ハ 役員退職慰労引当金
    - 取締役の退職慰労金の支出に備えるため、役員退職慰労金内規に基づく期末要支給額を計上しております。
- ④ 退職給付に係る会計処理の方法
  - イ 退職給付見込額の期間帰属方法
    - 退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当連結会計年度末までの期間に帰属させる方法については、期間定額基準によっております。
  - ロ 数理計算上の差異の費用処理方法
    - 数理計算上の差異については、発生の翌連結会計年度に一括費用処理することとしております。

- ⑤ 重要な収益及び費用の計上基準  
完成工事高及び完成工事原価の計上基準
  - イ 当連結会計年度末までの進捗部分について成果の確実性が認められる工事  
工事進行基準（工事の進捗率の見積りは原価比例法）
  - ロ その他の工事  
工事完成基準
- ⑥ 重要な繰延資産の処理方法  
社債発行費については、支出時に全額費用として処理しております。
- ⑦ 重要なヘッジ会計の方法
  - イ ヘッジ会計の方法  
繰延ヘッジ処理を採用しております。
  - ロ ヘッジ手段とヘッジ対象  
鉄鋼商品の輸入及び輸出による外貨建予定取引の為替変動に対するヘッジとして、為替予約取引を行っております。
  - ハ ヘッジ方針  
社内規程に基づき、為替変動リスクをヘッジする取引を行っております。
  - ニ ヘッジの有効性評価の方法  
当社のリスク管理方針に従って、ヘッジ対象の相場変動とヘッジ手段の相場変動を比較し、その変動額の比率によって有効性を判断しております。
- ⑧ のれんの償却方法及び償却期間に関する事項  
のれんの償却については、5年間の定額法により償却を行っております。
- ⑨ その他連結計算書類作成のための基本となる重要な事項  
消費税等の会計処理  
消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

(追加情報)

(役員退職慰労金制度の廃止)

当社は、役員の退職慰労金支給に備えるため、内規に基づく期末要支給額を役員退職慰労引当金に計上しておりましたが、当連結会計年度に当社にて開催された定時株主総会において、役員退職慰労金制度の廃止に伴う役員退職慰労金の打切り支給を決議致しました。これにより、役員退職慰労引当金残高を6億13百万円取り崩し、打切り支給額に対する未払分については、流動負債の「未払金」に19百万円、固定負債の「その他」に5億93百万円含めて表示しております。

## 2. 表示方法の変更

「会計上の見積りの開示に関する会計基準」の適用

「会計上の見積りの開示に関する会計基準」（企業会計基準31号 2020年3月31日）を当連結会計年度の年度末に係る連結計算書類から適用し、連結計算書類に重要な会計上の見積りに関する注記を記載しています。

## 連結損益計算書

- ① 前連結会計年度において、営業外収益の「その他」に含めていた「受取配当金」は、重要性が増したため、当連結会計年度より区分掲記することとしております。  
なお、前連結会計年度の「受取配当金」は24百万円であります。
- ② 前連結会計年度において、営業外収益の「その他」に含めていた「助成金収入」は、重要性が増したため、当連結会計年度より区分掲記することとしております。  
なお、前連結会計年度の「助成金収入」は21百万円であります。
- ③ 前連結会計年度において、独立掲記していた営業外収益の「受取保険金」は、重要性が乏しいため、当連結会計年度より営業外収益の「その他」に含めて掲記することとしております。  
なお、当連結会計年度の「受取保険金」は22百万円であります。
- ④ 前連結会計年度において、独立掲記していた営業外費用の「社債発行費」は、重要性が乏しいため、当連結会計年度より営業外費用の「その他」に含めて掲記することとしております。  
なお、当連結会計年度の「社債発行費」は0百万円であります。

### 3. 重要な会計上の見積り

#### 貸倒引当金

- (1) 連結会計年度に係る連結計算書類に計上した額  
貸倒引当金（投資その他の資産）8億13百万円
- (2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する理解に資する情報
  - ① 算出方法  
当社グループは、債権の全部又は一部が回収できなくなること等により損失を被るリスクが存在するため、当該損失の発生に備えるため、貸倒懸念債権及び破産更生債権等については、財務内容評価法により個別債権毎に回収可能価額を見積り、個別債権から回収可能価額を減額し、その残額を貸倒引当金として計上しております。
  - ② 主要な仮定  
当連結会計年度末日における貸倒懸念債権及び破産更生債権等について回収可能価額の算出に用いた主要な仮定は、与信先の財政状態、担保状況等で評価した当連結会計年度における回収見込額が将来において変動しないとした点であります。
  - ③ 翌連結会計年度の連結計算書類に与える影響  
主要な仮定は見積りの不確実性が高く、当初の見積りに用いた主要な仮定が変化した場合には、翌連結会計年度に係る連結計算書類における貸倒引当金に重要な影響を及ぼす可能性があります。

### 4. 連結貸借対照表に関する注記

- (1) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。
- (2) 有形固定資産の減価償却累計額 21,244百万円

(3) 担保に供している資産及びこれに対応する債務

① 担保に供している資産

預金	3,312百万円
計	3,312百万円

② 上記に対応する債務

買掛金	1,478百万円
計	1,478百万円

(4) 国庫補助金による有形固定資産の圧縮累計額

土地圧縮累計額	22百万円
---------	-------

5. 連結損益計算書に関する注記

記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

## 6. 連結株主資本等変動計算書に関する注記

(1) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

(2) 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

	当連結会計年度 期首の株式数	当連結会計年度 増加株式数	当連結会計年度 減少株式数	当連結会計年度 末の株式数
発行済株式				
普通株式	21,859,712株	—	—	21,859,712株
自己株式				
普通株式	735,251株	65株	30,500株	704,816株

(注) 自己株式の株式数の増加は、単元未満株式の買い取りによる増加であり、減少は譲渡制限付株式報酬による減少であります。

(3) 当連結会計年度に行った剰余金の配当に関する事項

① 2020年5月15日の取締役会において、次のとおり決議しております。

株式の種類	普通株式
配当の原資	利益剰余金
配当金の総額	739百万円
1株当たりの配当額	35.00円
基準日	2020年3月31日
効力発生日	2020年6月29日

② 2020年11月13日の取締役会において、次のとおり決議しております。

株式の種類	普通株式
配当の原資	利益剰余金
配当金の総額	423百万円
1株当たりの配当額	20.00円
基準日	2020年9月30日
効力発生日	2020年12月10日

(4) 当連結会計年度の末日後に行う剰余金の配当に関する事項

2021年5月14日の取締役会において、次のとおり決議しております。

株式の種類	普通株式
配当の原資	利益剰余金
配当金の総額	951百万円
1株当たりの配当額	45.00円
基準日	2021年3月31日
効力発生日	2021年6月28日

## 7. 金融商品に関する注記

### (1) 金融商品の状況に関する事項

当社グループは、資金運用については短期的な預金等に限定し、銀行等金融機関からの借入や社債発行により資金を調達しております。

受取手形及び売掛金並びに電子記録債権に係る顧客の信用リスクは、与信管理規程に沿ってリスク低減を図っております。また、投資有価証券は主として株式であり、上場株式については四半期ごとに時価の把握を行っております。

借入金や社債の用途は運転資金及び設備投資資金であります。なお、デリバティブは内部管理規程に従い、実需の範囲で行うこととしております。

### (2) 金融商品の時価等に関する事項

2021年3月31日（当連結会計年度の決算日）における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

	連結貸借対照表 計上額（百万円）	時価（百万円）	差額（百万円）
(1) 現金及び預金	5,132	5,132	—
(2) 受取手形及び売掛金	45,516	45,516	—
(3) 電子記録債権	8,442	8,442	—
(4) 投資有価証券	860	860	—
資産計	59,951	59,951	—
(1) 支払手形及び買掛金	20,539	20,539	—
(2) 電子記録債務	16,749	16,749	—
(3) 短期借入金	14,150	14,150	—
(4) 社債	6,023	6,531	△508
負債計	57,462	57,970	△508
デリバティブ取引（*）	65	65	—

（\*）デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しております。

（注）1. 金融商品の時価の算定方法並びに有価証券及びデリバティブ取引に関する事項  
資産

#### (1) 現金及び預金、(2) 受取手形及び売掛金、(3) 電子記録債権

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

#### (4) 投資有価証券

これらの時価について、株式は取引所の価格によっております。



## 負債

- (1) 支払手形及び買掛金、(2) 電子記録債務、(3) 短期借入金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

- (4) 社債

社債の時価については、取引金融機関から提示された価格等に基づき算定しております。

## デリバティブ取引

これらの時価について、取引金融機関から提示された価格によっております。

2. 非上場株式(連結貸借対照表計上額637百万円)は、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められるため、「(4) 投資有価証券」には含めておりません。

## 8. 1株当たり情報に関する注記

- |                |           |
|----------------|-----------|
| (1) 1株当たり純資産額  | 3,484円71銭 |
| (2) 1株当たり当期純利益 | 213円23銭   |

## 9. 重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

# 貸借対照表

(2021年3月31日現在)

(単位：百万円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
流動資産	79,675	流動負債	58,063
現金及び預金	4,593	電子記録債務	16,029
受取手形	16,647	買掛金	19,182
電子記録債権	7,350	短期借入金	12,150
売掛金	25,077	関係会社短期借入金	1,200
商品及び製品	16,916	未払金	1,857
前渡金	7,053	未払費用	424
前払費用	52	未払法人税等	1,162
関係会社短期貸付	1,660	前受金	5,005
その他	379	預り金	38
貸倒引当金	△53	前受収益	32
固定資産	53,783	賞与引当金	959
(有形固定資産)	(50,688)	その他	20
建物	15,535	固定負債	7,698
構築物	3,195	社債	6,023
機械装置	2,741	退職給付引当金	713
車両運搬具	218	資産除去債務	160
器具備品	103	その他	801
土地	27,641	負債合計	65,761
建設仮勘定	1,252	純資産の部	
(無形固定資産)	(116)	株主資本	67,427
借地権	54	資本金	4,299
ソフトウェア	50	資本剰余金	4,298
その他	12	資本準備金	4,013
(投資その他の資産)	(2,977)	その他資本剰余金	284
投資有価証券	906	利益剰余金	59,788
関係会社株式	1,112	利益準備金	366
出資	29	その他利益剰余金	59,422
長期貸付金	23	固定資産圧縮積立金	952
従業員に対する長期貸付金	17	特別償却準備金	25
破産更生債権等	5	別途積立金	29,000
長期前払費用	63	繰越利益剰余金	29,444
前払年金費用	43	自己株式	△959
繰延税金資産	439	評価・換算差額等	270
その他	1,094	その他有価証券評価差額金	224
貸倒引当金	△757	繰延ヘッジ損益	45
資産合計	133,459	純資産合計	67,697
		負債及び純資産合計	133,459

## 損 益 計 算 書

( 2020年4月1日から  
2021年3月31日まで )

(単位：百万円)

科 目	金 額	
売 上 高		187,932
売 上 原 価		170,254
売 上 総 利 益		17,677
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費		12,198
営 業 利 益		5,479
営 業 外 収 益		
受 取 利 息	13	
受 取 配 当 金	26	
仕 入 割 引	1	
期 日 前 決 済 割 引 料	38	
受 取 家 賃	63	
助 成 金 収 入	61	
そ の 他	48	253
営 業 外 費 用		
支 払 利 息	16	
売 上 割 引	49	
そ の 他	3	69
経 常 利 益		5,662
特 別 利 益		
投 資 有 価 産 売 却 益	57	
関 係 会 社 株 式 売 却 益	131	188
特 別 損 失		
固 定 資 産 売 却 損	3	
投 資 有 価 証 券 評 価 損	24	27
税 引 前 当 期 純 利 益		5,823
法 人 税 、 住 民 税 及 び 事 業 税	1,870	
法 人 税 等 調 整 額	△44	1,825
当 期 純 利 益		3,998

## 株主資本等変動計算書

(自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)

(単位：百万円)

	株 主 資 本											
	資本金	資 本 剩 余 金			利 益 剩 余 金						自己株式	株主資本計 合
		資本準備金	そ の 他 資本剰余金	資本剰余金 合 計	利益準備金	そ の 他 利 益 剩 余 金		繰越利益 剰余金	利益剰余金 合 計			
固定資産 圧縮積立金	特別償却 準備金	別 途 積立金	繰越利益 剰余金	固定資産 圧縮積立金	特別償却 準備金	別 途 積立金	繰越利益 剰余金	繰越利益 剰余金	繰越利益 剰余金	繰越利益 剰余金		
当 期 首 残 高	4,299	4,013	288	4,302	366	954	51	29,000	26,581	56,953	△1,000	64,554
当 期 変 動 額												
固定資産圧縮積立金の取崩						△1			27	25		25
特別償却準備金の取崩							△25			△25		△25
剰余金の配当									△1,162	△1,162		△1,162
当期純利益									3,998	3,998		3,998
自己株式の取得											△0	△0
自己株式の処分			△4	△4							41	37
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）												-
当期変動額合計			△4	△4		△1	△25		2,863	2,835	41	2,872
当 期 末 残 高	4,299	4,013	284	4,298	366	952	25	29,000	29,444	59,788	△959	67,427

(単位：百万円)

	評 価 ・ 換 算 差 額 等			純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	繰延ヘッジ損益	評 価 ・ 換 算 差 額 等 合 計	
当 期 首 残 高	80	4	84	64,639
当 期 変 動 額				
固定資産圧縮積立金の取崩				25
特別償却準備金の取崩				△25
剰余金の配当				△1,162
当期純利益				3,998
自己株式の取得				△0
自己株式の処分				37
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	144	41	185	185
当期変動額合計	144	41	185	3,058
当 期 末 残 高	224	45	270	67,697

## 個別注記表

### 1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

#### (1) 資産の評価基準及び評価方法

##### ① 有価証券

子会社株式及び関係会社株式

移動平均法による原価法を採用しております。

その他有価証券

時価のあるもの

決算日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）を採用しております。

時価のないもの

移動平均法による原価法を採用しております。

##### ② たな卸資産

商品及び製品

移動平均法による原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）を採用しております。

#### (2) 固定資産の減価償却の方法

##### ① 有形固定資産（リース資産を除く）

定率法によっております。ただし、1998年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備は除く）並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法を採用しております。なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物 10～47年

構築物 10～50年

機械装置 5～12年

車両運搬具 4～6年

器具備品 4～15年

##### ② 無形固定資産（リース資産を除く）

定額法によっております。なお、自社利用のソフトウェアについては社内における利用可能期間（5年）に基づいております。また、借地権については、残存期間に基づく定額法によっております。

##### ③ リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

#### (3) 引当金の計上基準

##### ① 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権及び破産更生債権等については、財務内容評価法によっております。

② 賞与引当金

従業員の賞与の支給に備えるため、賞与支給見込額に基づき当事業年度負担額を計上しております。

③ 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しております。なお、数理計算上の差異については、発生日度の翌事業年度に一括費用処理することとしております。

(4) 収益及び費用の計上基準

完成工事高及び完成工事原価の計上基準

① 当事業年度末までの進捗部分について成果の確実性が認められる工事

工事進行基準（工事の進捗率の見積りは原価比例法）

② その他の工事

工事完成基準

(5) 繰延資産の処理方法

社債発行費については、支出時に全額費用として処理しております。

(6) ヘッジ会計の方法

① ヘッジ会計の方法

繰延ヘッジ処理を採用しております。

② ヘッジ手段とヘッジ対象

鉄鋼商品の輸入及び輸出による外貨建予定取引の為替変動に対するヘッジとして、為替予約取引を行っております。

③ ヘッジ方針

社内規程に基づき、為替変動リスクをヘッジする取引を行っております。

④ ヘッジの有効性評価の方法

当社のリスク管理方針に従って、ヘッジ対象の相場変動とヘッジ手段の相場変動を比較し、その変動額の比率によって有効性を判断しております。

(7) その他計算書類作成のための基本となる重要な事項

① 退職給付に係る会計処理の方法

計算書類において、未認識数理計算上の差異の貸借対照表における取扱いが連結計算書類と異なっております。個別貸借対照表上、退職給付債務に未認識数理計算上の差異を加減した額から、年金資産の額を控除した額を退職給付引当金に計上しております。

② 消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

(追加情報)

(役員退職慰労金制度の廃止)

当社は、役員退職慰労金支給に備えるため、内規に基づく期末要支給額を役員退職慰労引当金に計上しておりましたが、当連結会計年度に当社にて開催された定時株主総会において、役員退職慰労金制度の廃止に伴う役員退職慰労金の打切り支給を決議致しました。これにより、役員退職慰労引当金残高を6億13百万円取り崩し、打切り支給額に対する未払分については、流動負債の「未払金」に19百万円、固定負債の「その他」に5億93百万円含めて表示しております。

## 2. 表示方法の変更

「会計上の見積りの開示に関する会計基準」の適用

「会計上の見積りの開示に関する会計基準」（企業会計基準31号 2020年3月31日）を当事業年度の年度末に係る計算書類から適用し、計算書類に重要な会計上の見積りに関する注記を記載しています。

損益計算書

- (1) 前事業年度において、営業外収益の「その他」に含めていた「受取配当金」は、重要性が増したため、当事業年度より区分掲記することとしております。  
なお、前事業年度の「受取配当金」は24百万円であります。
- (2) 前事業年度において、営業外収益の「その他」に含めていた「助成金収入」は、重要性が増したため、当事業年度より区分掲記することとしております。  
なお、前事業年度の「助成金収入」は17百万円であります。
- (3) 前事業年度において、独立掲記していた営業外収益の「受取保険金」は、重要性が乏しいため、当事業年度より営業外収益の「その他」に含めて掲記することとしております。  
なお、当事業年度の「受取保険金」は6百万円であります。
- (4) 前事業年度において、独立掲記していた営業外費用の「社債発行費」は、重要性が乏しいため、当事業年度より営業外費用の「その他」に含めて掲記することとしております。  
なお、当事業年度の「社債発行費」は0百万円であります。

## 3. 重要な会計上の見積り

貸倒引当金

- (1) 当事業年度に係る計算書類に計上した額  
貸倒引当金（投資その他の資産）7億57百万円
- (2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する理解に資する情報
  - ① 算出方法

当社は、債権の全部又は一部が回収できなくなる等により損失を被るリスクが存在するため、当該損失の発生に備えるため、貸倒懸念債権及び破産更生債権等に対しては、財務内容評価法により個別債権毎に回収可能価額を見積り、個別債権から回収可能価額を減額し、その残額を

貸倒引当金として計上しております。

② 主要な仮定

当事業年度末日における貸倒懸念債権及び破産更生債権等について回収可能価額の算出に用いた主要な仮定は、与信先の財政状態、担保状況等で評価した当事業年度における回収見込額が将来において変動しないとした点であります。

③ 翌事業年度の計算書類に与える影響

主要な仮定は見積りの不確実性が高く、当初の見積りに用いた主要な仮定が変化した場合には、翌事業年度に係る計算書類における貸倒引当金に重要な影響を及ぼす可能性があります。

#### 4. 貸借対照表に関する注記

(1) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

(2) 有形固定資産の減価償却累計額 17,433百万円

(3) 保証債務等の残高

保証債務

金融機関からの借入金に対して、次のとおり債務保証を行っております。

三協則武鋼業株式会社 2,000百万円

(4) 関係会社に対する金銭債権債務

短期金銭債権 184百万円

短期金銭債務 488百万円

(5) 担保に供している資産及びこれに対応する債務

① 担保に供している資産

預金 3,112百万円

計 3,112百万円

② 上記に対応する債務

買掛金 1,415百万円

計 1,415百万円



## 5. 損益計算書に関する注記

(1) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

(2) 関係会社との取引高

売上高	2,890百万円
仕入高	5,545百万円
販売費及び一般管理費	38百万円
営業取引以外の取引高	9百万円

## 6. 株主資本等変動計算書に関する注記

(1) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

(2) 自己株式の種類及び株式数

	当事業年度期首の 株 式 数	当事業年度増加 株 式 数	当事業年度減少 株 式 数	当事業年度末の 株 式 数
自己株式				
普通株式	735,251株	65株	30,500株	704,816株
合計	735,251株	65株	30,500株	704,816株

(注) 自己株式の株式数の増加は、単元未満株式の買い取りによる増加であり、減少は譲渡制限付株式報酬による減少であります。

## 7. 税効果会計に関する注記

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産	
未払事業税	71百万円
未払事業所税	6百万円
貸倒引当金	246百万円
賞与引当金	291百万円
退職給付引当金	203百万円
未払役員退職慰労金	187百万円
役員株式報酬費用	8百万円
投資有価証券評価損	27百万円
出資金評価損	24百万円
その他	214百万円
繰延税金資産小計	1,282百万円
評価性引当額	△277百万円
繰延税金資産合計	1,005百万円
繰延税金負債	
その他有価証券評価差額金	△74百万円
固定資産圧縮積立金	△416百万円
特別償却準備金	△11百万円
その他	△64百万円
繰延税金負債合計	△565百万円
繰延税金資産の純額	439百万円

## 8. 関連当事者との取引に関する注記

種類	会社等の名称	資本金又は出資金 (百万円)	事業の内容 又は職業	議決権等の 所有(被所有) 割合 (%)	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額 (百万円)	科目	期末残高 (百万円)
子会社	西日本スチール センター ㈱	10	鉄鋼・建材商品 販売事業	所有 直接 間接 99.5 0.5	商品の売買 役員の兼任 資金の借入 資金の貸付	資金の借入 ※1 利息の支払 ※2 資金の貸付 ※1 利息の受取 ※2	850 0 △370 0	関係会社短期借入金 — 関係会社短期貸付金 —	850 — — —
子会社	三協則武鋼業㈱	10	鉄鋼・建材商品 販売事業	所有 直接 89.9	商品の売買 役員の兼任 資金の貸付 債務保証	資金の貸付 ※1 利息の受取 ※2 債務保証 ※3	△710 2 2,000	関係会社短期貸付金 — —	1,660 — —
子会社	小野建沖繩㈱	5	鉄鋼・建材商品 販売事業	所有 直接 間接 99.0 1.0	商品の売買 役員の兼任 資金の貸付	資金の借入 ※1 利息の支払 ※2 資金の貸付 ※1 利息の受取 ※2	80 0 △410 0	関係会社短期借入金 — 関係会社短期貸付金 —	80 — — —
子会社	森田鋼材 ㈱	24	鉄鋼・建材商品 販売事業	所有 直接 間接 99.9 0.1	商品の売買 役員の兼任 資金の借入 債務保証	資金の借入 ※1 利息の支払 ※2	70 0	関係会社短期借入金 —	270 —

(注) 1. 上記金額には、消費税等は含まれておりません。

### 2. 取引条件及び取引条件の決定方針等

- ※1. 資金の貸付及び借入については、市場金利を勘案して利率を合理的に決定しております。  
なお、資金の貸付及び借入の取引金額は当期首残高からの増減額を表示しております。
- ※2. 利息の受取及び支払については、資金の貸付及び借入にかかる受取及び支払利息であります。
- ※3. 金融機関からの借入に対して、債務保証を行っております。なお、保証料の受領は行っておりません。

## 9. 1株当たり情報に関する注記

- |                |           |
|----------------|-----------|
| (1) 1株当たり純資産額  | 3,200円09銭 |
| (2) 1株当たり当期純利益 | 189円07銭   |

## 10. 重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

# 連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書 謄本

## 独立監査人の監査報告書

2021年5月24日

小野建株式会社  
取締役会 御中

E Y 新日本有限責任監査法人 福岡事務所

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 石田 博 信 ㊞

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 渋田 博 之 ㊞

### 監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、小野建株式会社の2020年4月1日から2021年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、小野建株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

### 連結計算書類に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

### 連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
  - 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
  - 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
  - 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
  - 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
  - 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。  
監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。
- 利害関係  
会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

# 計算書類に係る会計監査人の監査報告書 謄本

## 独立監査人の監査報告書

2021年5月24日

小野建株式会社  
取締役会 御中

E Y 新日本有限責任監査法人 福岡事務所

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 石田 博 信 ㊞

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 渋田 博 之 ㊞

### 監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、小野建株式会社の2020年4月1日から2021年3月31日までの第72期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

### 計算書類等に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

### 計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

## 監査等委員会の監査報告書 謄本

### 監 査 報 告 書

当監査等委員会は、2020年4月1日から2021年3月31日までの第72期事業年度における取締役の職務の執行について監査いたしました。その方法及び結果につき以下のとおり報告いたします。

#### 1. 監査の方法及びその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第1項第1号ロ及びハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施しました。

- ①監査等委員会が定めた監査の方針、職務の分担等に従い、会社の内部統制部門と連携の上、重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査しました。また、子会社については、子会社の取締役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
- ②会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（2005年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。



## 2. 監査の結果

### (1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会の決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

### (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人EY新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

### (3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人EY新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2021年5月25日

小野建株式会社 監査等委員会

常勤監査等委員 廣 瀬 友 明 ㊟

監査等委員 古 庄 玄 知 ㊟

監査等委員 山 上 知 裕 ㊟

(注) 監査等委員古庄玄知及び山上知裕の両氏は、会社法第2条第15号及び第331条第6項に規定する社外取締役であります。

以 上

## 株主総会参考書類

### 議案及び参考事項

**第1号議案** 取締役（監査等委員である取締役を除く。）8名選任の件

取締役（監査等委員である取締役を除く。以下、本議案において同じ。）全員（7名）は、本総会の終結の時をもって任期満了となります。つきましては、経営体制の強化のため1名を増員し取締役8名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案に関しましては、当社の監査等委員会は、全ての取締役候補者について適任であると判断しております。

取締役の候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する 当社の株式の数
1	おの野 けん建 (1952年1月1日生)	1975年4月 当社入社 1978年10月 当社取締役小倉支店次長 1983年8月 当社取締役大阪営業所長 1990年4月 当社取締役小倉支店長兼大阪営業所長 1995年6月 当社代表取締役社長（現任） 2002年8月 西日本スチールセンター株式会社 代表取締役社長（現任） 2010年9月 小野建沖繩株式会社 代表取締役会長（現任）	624,500株
(選任理由) 候補者は、当社の経営陣として豊富かつ幅広い経験、見識を有していることから、引き続き取締役候補者といたしました。			
2	おの野 たけし剛 (1980年3月17日生)	2005年10月 当社入社 2009年4月 当社大阪支店鉄鋼部部长 2010年6月 当社取締役大阪支店副支店長 2011年6月 当社取締役大阪支店長 兼関西・中京エリア担当 2013年6月 当社代表取締役副社長兼大阪支店長 兼関西・中京エリア担当 2019年10月 森田鋼材株式会社 代表取締役社長（現任） 2020年7月 当社代表取締役副社長 兼関西・中京エリア担当（現任）	45,100株
(選任理由) 候補者は、当社の経営陣として豊富かつ幅広い経験、見識を有していることから、引き続き取締役候補者といたしました。			

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する 当社の株式の数
3	小野哲司 (1957年11月16日生)	<p>1980年4月 当社入社</p> <p>1989年9月 当社取締役大分本店長</p> <p>1990年10月 当社取締役社長室長</p> <p>1991年4月 当社取締役管理統括本部長兼経理部長</p> <p>1995年6月 当社常務取締役管理統括本部長</p> <p>2003年6月 当社代表取締役専務 管理統括本部長</p> <p>2006年4月 当社代表取締役専務</p> <p>2019年5月 当社代表取締役専務 管理統括本部長 (現任)</p> <p>(選任理由) 候補者は、当社の経営陣として豊富かつ幅広い経験、見識を有していることから、引き続き取締役候補者といたしました。</p>	636,500株
4	小野信介 (1970年5月24日生)	<p>1997年4月 当社入社</p> <p>2003年1月 当社福岡支店管理部長</p> <p>2003年6月 当社取締役福岡支店管理部長</p> <p>2006年4月 当社取締役管理統括本部長</p> <p>2016年6月 当社常務取締役管理統括本部長</p> <p>2019年5月 当社常務取締役経営企画室長 (現任)</p> <p>(選任理由) 候補者は、長年にわたり財務・管理部門に携わり、当社の財務・管理部門及び経営企画室長として経営全般に関する豊富な経験、知識を有していることから、引き続き取締役候補者といたしました。</p>	619,400株
5	高牟礼厚 (1959年8月26日生)	<p>1983年3月 当社入社</p> <p>1997年7月 当社東京営業所長</p> <p>2000年4月 当社東京支店長</p> <p>2007年6月 当社取締役東京支店長 兼関東・東北エリア担当</p> <p>2016年6月 当社常務取締役東京支店長 兼関東・東北エリア担当 (現任)</p> <p>(選任理由) 候補者は、長年にわたり営業部門に携わり、当社の営業部門及び経営全般に関する豊富な経験と知識を有していることから、引き続き取締役候補者といたしました。</p>	3,200株

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する 当社の株式の数
6	おのの 明 (1968年8月24日生)	1996年4月 当社入社 2003年1月 当社開発室長 2003年6月 当社取締役開発室長 (現任) (選任理由) 候補者は、長年にわたり営業部門に携わり、当社の営業部門及び経営全般に関する豊富な経験と知識を有していることから、引き続き取締役候補者といたしました。	616,800株
7	* きの 木 した 下 まさ 正 よし 祥 (1957年10月18日生)	1980年3月 当社入社 2002年1月 当社小倉支店建機部長 2015年4月 当社小倉支店副支店長 2016年1月 当社大分本店長 2020年4月 当社大阪支店副支店長 2020年7月 当社大阪支店長 (現任) (選任理由) 候補者は、長年にわたり営業部門並びに本支店長として拠点管理部門にも携わり、当社の営業部門及び経営全般に関する豊富な経験と知識を有していることから、取締役候補者といたしました。	5,900株
8	* ふく 福 だ 田 こう 孝 いち 一 (1956年7月7日生)	1990年5月 福田孝一公認会計士事務所開設 同事務所所長 (現任) (選任理由及び期待される役割の概要) 候補者は、過去に直接当社の経営に関与した経験はありませんが、公認会計士としての専門的知見を有しており、当該知見を活かして専門的な観点から取締役の職務執行に対する監督、助言等をいただくことを期待したため、社外取締役候補者といたしました。	一株

(注) 1. \*印は新任の取締役候補者であります。

2. 福田 孝一氏は、社外取締役候補者であります。また、同氏の選任が承認された場合、株式会社東京証券取引所が定める独立役員となる予定であります。
3. 福田 孝一氏が取締役に選任された場合は、当社と同氏は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を法令が定める範囲内に限定する契約を締結する予定であります。
4. 各候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。

## 第2号議案 監査等委員である取締役1名選任の件

監査等委員である取締役は現在3名となっておりますが、監査体制のさらなる強化を図るため、監査等委員である取締役1名を増員することといたしたく、監査等委員である取締役1名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案に関しましては、監査等委員会の同意を得ております。

監査等委員である取締役の候補者は、次のとおりであります。

氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する 当社の株式の数
* 梅田久和 (1960年2月18日生)	2005年7月 梅田公認会計士事務所開設 同事務所所長(現任) 2017年5月 株式会社井筒屋社外取締役 2021年5月 株式会社井筒屋監査役(現任) (選任理由及び期待される役割の概要) 候補者は、社外役員となること以外の方法で会社の経営に関与した経験はありませんが、公認会計士としての豊富な知見を有しており、当該知見を活かして専門的な観点から取締役の職務執行に対する監督、助言等をいただくことを期待したため、監査等委員候補者といたしました。	－株

- (注) 1. 梅田久和氏は、新任の取締役(監査等委員)候補者であります。
2. 梅田久和氏は、社外取締役候補者であります。また、同氏の選任が承認された場合、株式会社東京証券取引所が定める独立役員となる予定であります。
3. 梅田久和氏が取締役に選任された場合は、当社と同氏は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を法令が定める範囲内に限定する契約を締結する予定であります。
4. 梅田久和氏と当社との間に特別の利害関係はありません。

(ご参考) 取締役候補者の主な経験分野 (スキルマトリックス)

取締役候補者の主な経験分野は次のとおりであります。

取締役候補者

候補者 番号	氏名	取締役に求める主な経験分野						
		企業経営	営業	グローバル 経験	法務・ 内部統制	財務会計	人材開発	独立性
1	小野 建	○	○	○				
2	小野 剛	○	○	○		○	○	
3	小野 哲司	○	○		○	○	○	
4	小野 信介	○	○		○	○	○	
5	高傘礼 厚	○	○	○			○	
6	小野 明	○	○					
7	木下 正祥	○	○				○	
8	福田 孝一				○	○		○

監査等委員である取締役候補者

氏名	取締役に求める主な経験分野						
	企業経営	営業	グローバル 経験	法務・ 内部統制	財務会計	人材開発	独立性
梅田 久和				○	○		○

以上

メ モ

A series of horizontal dashed lines for writing, consisting of 18 lines.

# 株主総会会場ご案内図

北九州市小倉北区西港町12番地の1  
小野建株式会社 本社会議室



○小倉駅（北口）よりタクシーにて約10分

○駐車場を用意しておりますのでお車でのご来場も可能です

